

## 山行時の自家用車、レンタカー使用に関する規程

### 第1条 目的

本規程は、山歩の会（以下、「本会」という。）会則に基づき、山行時の交通手段に自家用車、レンタカー（以下「車両」という）の利用が増加する事に鑑み、車両保有者の負担の軽減や、事故防止、また万一事故が発生した際の措置、費用の算出、及び法的問題の解決を円滑に進めるため、これを指導する事を目的とする。

### 第2条 対象山行

本規程の対象山行は、本会が認めた山行を対象とし、個人山行については対象としない。

### 第3条 規程適用上の原則

本規程の適用に際し、次の項目について最低限満たしていなければならない。

- ①第2条に定める山行である事。
- ②法定の点検整備を正しく実施している事。特に山行に使用する際には念入りに点検整備をする事。
- ③利用する車両は、次に挙げる保険契約の成立している車両とする。
  - 対人～無制限
  - 対物～無制限保険未加入車両の使用はこれを認めない。
- ④山行リーダーは、車両を移動手段にする事の有無、利用する車両の所有者・運転者の情報を山行計画書に明示しなければならない。

### 第4条 運転手の保護、及び安全運転

車両の運転に際しては、次の事項を遵守すること。

- ①道路交通法規を守り、危険回避する方法で安全運転に徹すること。
- ②疲労などにより安全運転ができない時には、直ちに運転を中止し、運転者の交替を行う。やむなく交替者がいないときには疲労が回復するまで運転をしてはならない。
- ③山行リーダーはそのメンバーに複数の運転者がいるよう留意すること。
- ④任意保険による、運転制限に該当する者の運転は認めない。

### 第5条 車両使用の費用

車両を使用した山行において、その要した費用は運転者を含め、また車両が複数の時も同乗者全員の均等負担とする。

なお、燃料費、有料道路通行費、駐車料、その他費用の負担額は、リーダーが同行者と相談の上取り決める事とする。

### 第6条 トラブル発生時の費用

事故、交通違反等のトラブル発生時に於ける費用の取扱いについては次の事項による。

- ①交通違反は反則・被疑者として認められた運転者の責任に帰す。ただし、費用については同乗者との協議による。
- ②車両の故障については、その原因が当該山行にある場合は全額同乗者が均等負担する。
- ③所有者が事故をおこした場合、その費用は所有者の加入する保険にて処理することを原則とし、保険で処置できない損害等については同乗者の協議による。

④所有者以外の者の責任に帰する事故については、原則として運転者とするが、必要に応じて同乗者の協議によるものとする。

⑤駐車中の盗難・強盗・車両の破損等については、速やかに警察に被害を申告してその指示に従う。その修理費については前項に準ずる。

#### 第7条 事故処置及び現場での処置

①事故発生時は人命救助を第一義とし、同乗者はリーダー及び運転者の指示のもとで適切な処置を行うこととし、警察・消防等関係各機関・留守宅・家族への連絡を速やかにとること。

②相手のある事故の場合、相手方との連絡、交渉、事務上の取扱いは運転者または山行リーダーの指示した者が行う。

#### 第8条 会の責任

①事故の責任は法的に事故を起こした本人に定められており、何人も責任の肩代わりは出来ない。

②当該事故の処理について、本会としては助言の域を越えず、本件事故により発生した損害賠償等については一切本会は負担しないものとする。

#### 第9条 その他

この規程にないこと、及び処置できない場合は、民法等関係法規の規程を準用すると共に、役員会・当事者を招集して処置委員会を設営して解決につとめるが、本会の責任については第8条の域を超えないものとする。

#### 附則

##### 第1条 施行時期

本規定は2018年12月13日より施行する。

制定 2018年12月12日